

資料4

令和7年御殿場市議会9月定例会議案資料 (新旧対照表)

件名	頁
議案第51号関係資料	1
議案第52号関係資料	3
議案第53号関係資料	6
議案第54号関係資料	9
議案第55号関係資料	11

御 殿 場 市

議案第 5 1 号関係資料

御殿場市議会議員及び御殿場市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p style="text-align: center;">(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p style="text-align: center;">(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た</p>	<p style="text-align: center;">(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条</p> <p style="text-align: right;"><u>8円38銭</u></p> <p style="text-align: center;">(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第10条</p> <p style="text-align: right;"><u>8円38銭</u></p> <p style="text-align: center;">(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条</p> <p style="text-align: right;"><u>586円88銭</u></p>

金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号関係資料

御殿場市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>【第 1 条関係】（御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第 1 9 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第 2 0 条 部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、3 0 分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第 6 7 条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 6 1 条の 2 第 2 0 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>【第 1 条関係】（御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第 1 9 条 【略】</p> <p>(1)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>（第 1 号部分休業の承認）</p> <p>第 2 0 条 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 号部分休業</u></p> <p>3</p> <p style="text-align: center;"><u>第 1 号部分休業</u></p> <p>（第 2 号部分休業の承認）</p>

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で

【第2条関係】（御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

（給与の減額）

第15条 【略】

2 職員が介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認める場合における休暇をいう。）及び部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

【第2条関係】（御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

（給与の減額）

第15条

2

全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の御殿場市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 5 3 号関係資料

御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者で負傷、傷病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</p> <p>第17条 【略】</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者（<u>第17条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、傷病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</p> <p>第17条</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第17条の2 任命権者は、御殿場市職員の育児休業等に関する条例（平成4年御殿場市条例第4号）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 御殿場市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2. 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」と</u></p>

いう。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 5 4 号関係資料

御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新												
<p>【第 1 条関係】（御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例の一部改正）</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th>機関、団体及び資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">推薦</td> <td> 御殿場市医師会 駿東歯科医師会御殿場支部 北駿薬剤師会 静岡県看護協会東部地区支部 御殿場市民生委員児童委員協議会 静岡県建築士会御殿場支部 御殿場市区長会 御殿場市教育委員会 <u>御殿場市老人クラブ連合会</u> 御殿場市ボランティア連絡協議会 <u>御殿場市在宅介護家族の会</u> 御殿場市社会福祉協議会 御殿場小山地域活動栄養士会 在宅介護サービス提供機関 御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会 老人保健施設又は特別養護老人ホーム </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公募</td> <td style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【第 2 条関係】（御殿場市認知症総合支援事業推進協議会設置条例の一部改正）</p>	区分	機関、団体及び資格	推薦	御殿場市医師会 駿東歯科医師会御殿場支部 北駿薬剤師会 静岡県看護協会東部地区支部 御殿場市民生委員児童委員協議会 静岡県建築士会御殿場支部 御殿場市区長会 御殿場市教育委員会 <u>御殿場市老人クラブ連合会</u> 御殿場市ボランティア連絡協議会 <u>御殿場市在宅介護家族の会</u> 御殿場市社会福祉協議会 御殿場小山地域活動栄養士会 在宅介護サービス提供機関 御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会 老人保健施設又は特別養護老人ホーム	公募	【略】	<p>【第 1 条関係】（御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例の一部改正）</p> <p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th>機関、団体及び資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">推薦</td> <td> 御殿場市医師会 駿東歯科医師会御殿場支部 北駿薬剤師会 静岡県看護協会東部地区支部 御殿場市民生委員児童委員協議会 静岡県建築士会御殿場支部 御殿場市区長会 御殿場市教育委員会 <u>御殿場市シニアクラブ連合会</u> 御殿場市ボランティア連絡協議会 御殿場市社会福祉協議会 御殿場小山地域活動栄養士会 在宅介護サービス提供機関 御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会 老人保健施設又は特別養護老人ホーム </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【略】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【第 2 条関係】（御殿場市認知症総合支援事業推進協議会設置条例の一部改正）</p>	区分	機関、団体及び資格	推薦	御殿場市医師会 駿東歯科医師会御殿場支部 北駿薬剤師会 静岡県看護協会東部地区支部 御殿場市民生委員児童委員協議会 静岡県建築士会御殿場支部 御殿場市区長会 御殿場市教育委員会 <u>御殿場市シニアクラブ連合会</u> 御殿場市ボランティア連絡協議会 御殿場市社会福祉協議会 御殿場小山地域活動栄養士会 在宅介護サービス提供機関 御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会 老人保健施設又は特別養護老人ホーム	【略】	
区分	機関、団体及び資格												
推薦	御殿場市医師会 駿東歯科医師会御殿場支部 北駿薬剤師会 静岡県看護協会東部地区支部 御殿場市民生委員児童委員協議会 静岡県建築士会御殿場支部 御殿場市区長会 御殿場市教育委員会 <u>御殿場市老人クラブ連合会</u> 御殿場市ボランティア連絡協議会 <u>御殿場市在宅介護家族の会</u> 御殿場市社会福祉協議会 御殿場小山地域活動栄養士会 在宅介護サービス提供機関 御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会 老人保健施設又は特別養護老人ホーム												
公募	【略】												
区分	機関、団体及び資格												
推薦	御殿場市医師会 駿東歯科医師会御殿場支部 北駿薬剤師会 静岡県看護協会東部地区支部 御殿場市民生委員児童委員協議会 静岡県建築士会御殿場支部 御殿場市区長会 御殿場市教育委員会 <u>御殿場市シニアクラブ連合会</u> 御殿場市ボランティア連絡協議会 御殿場市社会福祉協議会 御殿場小山地域活動栄養士会 在宅介護サービス提供機関 御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会 老人保健施設又は特別養護老人ホーム												
【略】													

別表（第3条関係）

御殿場市医師会 駿東歯科医師会御殿場市支部 北駿薬剤師会 静岡県看護協会東部
地区支部 御殿場市民生委員児童委員協議会 御殿場市区長会 御殿場市老人クラブ
連合会 御殿場市ボランティア連絡協議会 御殿場市在宅介護家族の会 御殿場市社
会福祉協議会 御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会 御殿場市地域包括支援センタ
ー

別表（第3条関係）

御殿場市シニアクラ
ブ連合会 御殿場市社会福祉協議会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号関係資料

御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 この条例は、次に掲げる事業については、適用しない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>他の法令の規定による許可、認可等に基づき行う事業。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は同法第5条第1項の許可を受け、又は届出により行うものを除く。</u></p> <p>(3)及び(4) 【略】</p> <p><u>(5) 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）の規定による許可の基準に基づき行う事業</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）その他の法令</u></p> <p>(3)及び(4)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>静岡県盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第23号）附則第3項から第9項までに規定する経過措置の対象となる事業については、なお従前の例による。</u></p>

